

制限付一般競争入札の実施について

普通河川ヨラズ川支川河川災害復旧工事について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号）第4条の規定により公告する。

令和7年6月23日

平戸市長 黒田 成彦



第1 競争入札に付する事項

- 1 工事名 普通河川ヨラズ川支川河川災害復旧工事（以下「本工事」という。）
- 2 工事場所 平戸市高越町
- 3 工事概要 一定計画区間 L=641m 復旧延長 L=612.7m
練石積工（採取50%） A=3612m²
練石張工（採取50%） A=1882m²
小口止工（N=11箇所） V=8m³
帯工 N=18箇所
函渠工 N=1箇所
雑工 N=1式
掛樋工 L=954m
締切排水工 N=21箇所
工事用道路工 L=782m
- 4 工期 令和9年2月26日限り
- 5 その他 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、第3の競争参加資格の確認を受けた単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。ただし、単体企業は、本工事に係る共同企業体の構成員となることができない。

1 単体企業の資格要件

- (1) 令和7年度平戸市建設工事一般競争参加資格審査申請書を提出し、受理された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 令和7年6月23日現在において、平戸市内に建設業法上の営業所を有する者であること。（営業所が本店たる営業所以外の場合は、入札・契約に関する権限の委任を証する書類を提出し、平戸市の有資格者名簿に登録されている営業所に限る。）
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業の許可が、本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、有効期限内であること。
- (5) 土木工事業に係る建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）第2条及び第3条に規定する指名停止若しくは平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (7) 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前6か月内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がある者でないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受け(1)の入札参加資格の審査申請書を再度提出し、受理されたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定したものを除く。）。
- (9) 令和7年4月1日時点で平戸市に登録されている経営規模等評価結果通知書の土木一式工事における総合評定値（P）が1000点以上であること。ただし、前記の経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効な経営規模等評価結果通知を受けていること。
- (10) 本工事において、次の基準をすべて満たす監理技術者を、該当工事現場に専任で配置できること。

なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日において、連続3か月以上の雇用関係）があること。

ア 建設業法における1級土木施工管理技士、若しくは1級建設機械施工技士、又は技術士法における建設・総合技術監理（建設）、若しくは建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）のいずれかの資格を有する者

イ 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者。ただし、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第5項に規定する講習を終了した者

2 共同企業体の資格要件

(1) 共同企業体の結成方法等

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 経営の形態は、共同施工方式であること。

ウ 構成員は、2者で構成する市内企業の組合せとし、第2の2の(2)及び第2の2の(3)の資格要件を満たすもの1者、第2の2の(2)及び第2の2の(4)の資格要件を満たすもの1者との組み合わせとする。ただし、各構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

エ 構成員の出資比率の最小限度は、30パーセントとする。

(2) すべての構成員の資格要件

ア 令和7年度平戸市建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理された者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。

ウ 令和7年6月23日現在において、平戸市内に建設業法上の営業所を有する者であること。（営業所が本店たる営業所以外の場合は、入札・契約に関する権限の委任を証する書類を提出し、平戸市の有資格者名簿に登録されている営業所に限る。）

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業の許可が、本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、有効期限内であること。

オ 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）第2条及び第3条に規定する指名停止若しくは平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けている者又は受けることが明らかで

ある者でないこと。

カ 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前6か月内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がある者でないこと。

キ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受け（Ⅰ）の入札参加資格の審査申請書を再度提出し、受理されたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定したものを除く。）。

(3) 代表構成員の資格要件

ア 土木工事業に係る建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 当該共同企業体における出資比率が、構成員中最大であること。

ウ 令和7年4月1日時点で平戸市に登録されている経営規模等評価結果通知書の土木一式工事における総合評定値（P）が800点以上あり、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であること。ただし、前記の経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効な経営規模等評価結果通知を受けていること。

エ 本工事において、次の基準をすべて満たす監理技術者を、該当工事現場に専任で配置できること。

なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日において、連続3か月以上の雇用関係）があること。

a 建設業法における1級土木施工管理技士、若しくは1級建設機械施工技士、又は技術士法における建設・総合技術監理（建設）、若しくは建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）のいずれかの資格を有する者

b 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者。ただし、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第5項に規定する講習を終了した者

(4) その他の構成員の資格要件

ア 令和7年度平戸市等級別格付表及び有資格者名簿に登載され、土木一式工事の等級がAに格付けされた者であること。

イ 本工事において、次の基準をすべて満たす主任技術者を、該当工事現場に専任で配置できること。

なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日において、連続3か月以上の雇用関係）があること。

a 建設業法における1級土木施工管理技士、若しくは1級建設機械施工技士、又は技術士法における建設・総合技術監理（建設）、若しくは建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）のいずれかの資格を有する者

b 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者。ただし、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第5項に規定する講習を終了した者

(5) 存続期間

共同企業体の存続期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

ア 本工事の請負契約の相手方となった共同企業体

当該共同企業体の成立から、本工事の請負契約の履行後3月以上存続するものとする。

イ 本工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

当該共同企業体の成立から、本工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。

第3 競争参加資格の確認

1 入札の参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

2 申請書等は、次のとおりとする。

(1) 単体企業

ア 競争参加資格確認申請書（平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第2号）

イ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効期限内である土木工事業に係る建設業法上の許可通知書又は許可証明書の写し

ウ 令和7年4月1日時点で平戸市に登録されている経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、前記の経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効な経営規模等評価結果通知書の写しも併せて提出すること。

エ 配置予定技術者等の資格・工事経験（平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第4号）

オ 「配置予定技術者等の資格・工事経験」に係る技術職員の資格証明書の写し

※平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第5項に規定する講習会を受講した証明（修了証書等の写し）を添付すること。

カ 配置予定技術者の雇用を証明できるもの（保険証等の写し）

キ 営業所技術者等報告書（平戸市指定様式）

※資格証明書の写し及び保険証等の写しを添付すること。

(2) 共同企業体

ア 代表構成員

a 競争参加資格確認申請書（平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第2号の2）

b 建設工事共同企業体協定書の写し（平戸市特定建設工事共同企業体取扱要領様式第1号）

c 共同企業体の経営規模総括表（平戸市特定建設工事共同企業体取扱要領様式第2号）

d 配置予定技術者等の資格・工事経験（平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第4号）

e 土木工事業に係る建設業法上の許可通知書又は許可証明書の写し（申請時において有効なもの）

f 令和7年4月1日時点で平戸市に登録されている経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、前記の経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効な経営規模等評価結果通知書の写しも併せて提出すること。

g 第2の2の(3)のエに係る技術職員の資格証明書等の写し

※平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第4項に規定する講習会を受講した証明（修了証書等）を添付すること。

h 配置予定技術者の雇用を証明できるもの（保険証等の写し）

i 営業所技術者等報告書（平戸市指定様式）

※資格証明書の写し及び保険証等の写しを添付すること。

イ その他の構成員

a 配置予定技術者等の資格・工事経験（平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第4号）

- b 土木工事業に係る建設業法上の許可通知書又は許可証明書の写し（申請時において有効なもの）
 - c 令和7年4月1日時点で平戸市に登録されている経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、前記の経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において有効な経営規模等評価結果通知書の写しも併せて提出すること。
 - d 第2の2の(4)のイに係る技術職員の資格証明書等の写し
※平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、建設業法第26条第4項に規定する講習会を受講した証明（修了証書等）を添付すること。
 - e 配置予定技術者の雇用を証明できるもの（保険証等の写し）
- 3 申請書等の入手方法
申請書等の諸様式は、次のとおり配布する（郵送による申請書等の配布は行わない。）。
- (1) 期間 令和7年6月24日（火）から令和7年7月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 平戸市財務部財政課
長崎県平戸市岩の上町1508番地3
電話 0950-22-9110
- 4 申請書等の提出期間及び提出場所等
- (1) 期間 令和7年6月24日（火）から令和7年7月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 平戸市財務部財政課
 - (3) 申請書等の提出部数は2部とし、うち1部は受付後返却する。
 - (4) 申請書等は、持参するものとし、郵送又はFAX、電子メールによるものは受け付けない。
- 5 申請書等の作成説明会
作成説明会は行わない。
- 6 競争参加資格の確認結果
競争参加資格の確認結果は、令和7年7月14日（月）までに申請者あて通知する。なお、確認結果については、落札者が決定するまで公表しない。
- 7 その他
- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 平戸市は、申請書等を公表又は無断で他の用途への使用はしないものとする。
 - (3) 申請書等は、受付後に返却される1部を除き、返却しないものとする。
 - (4) 申請書等に関する問い合わせ先は、平戸市財務部財政課とする。

第4 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、平戸市に対して競争参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
- (1) 単体企業 平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第8号
 - (2) 共同企業体 平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第8号の2
- 2 1の説明を求めようとする書面の提出期間及び提出場所等
- (1) 期間 令和7年7月15日（火）から令和7年7月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 平戸市財務部財政課
 - (3) 書面は、持参するものとし、郵送又はFAX、電子メールによるものは受け付けない。
- 3 平戸市は、説明を求められたときは、書面が提出された日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

第5 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1 入札説明書、入札公告の写し、契約書(案)、図面、仕様書及び申請書等の諸様式（以下「入札説

明書等」という。)の配布は、次のとおりとする。

- (1) 期間 令和7年6月24日(火)から令和7年7月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 平戸市財務部財政課
- 2 入札説明書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により、持参、又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールの場合は必ず着信確認を行うこと。
 - (1) 期間 令和7年6月24日(火)から令和7年8月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 平戸市財務部財政課
- 3 2の質問に対する回答は、次のとおり全者に電子メールで回答を行う。
 - (1) 回答日 令和7年7月14日(月)から令和7年8月12日(火)までの間

第6 現場説明会

現場説明会は行わない。

第7 入札の日時及び場所

- 1 日時 令和7年8月19日(火) 午前11時00分から
- 2 場所 平戸市役所3階 大会議室AB
- 3 入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)等により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することもあるので、事前に確認すること。

第8 入札方法等

- 1 郵送による入札は認めない。
- 2 入札参加者は、入札執行に先立ち、平戸市から競争参加資格があることが確認された旨の通知書を提出すること。
- 3 入札書は、平戸市契約規則に定める様式(様式第1号)によること。
- 4 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- 5 入札執行回数は、2回とする。ただし、1回目の入札において低入札調査判断基準価格を下回り、失格となった者は、再度入札には参加できない。
- 6 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 予定価格及び低入札調査判断基準価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

第9 落札者の決定方法

この工事は、低入札価格調査制度の対象となる工事で、平戸市低入札価格調査制度要領(平成19年平戸市告示第93号)により実施する。

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者とし、ない場合がある。

第10 入札結果の公表

入札結果の公表は、平戸市財務部財政課において、落札決定日の翌日から起算して1年間、閲覧の方法により行う。

第11 契約等

- 1 契約書の作成の要否

平戸市が指定する様式にて作成すること。

2 契約締結

この入札に係る請負契約は、平戸市議会の議決を要するため、落札決定後1週間以内に仮契約を締結し、当該議決の後に本契約とする。

第12 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（平戸市指定様式）を提出すること。

第13 入札保証金及び契約保証金

第3の6の通知に記載する。

第14 支払条件

1 前金払について

各会計年度出来高予定額の40パーセント以内の金額

2 中間前金払と部分払の選択について

契約締結時に工期途中における請負代金の一部支払いについて、次の(1)又は(2)のいずれかを選択すること。

(1) 中間前金払

各会計年度出来高予定額の20パーセント以内の金額。ただし、中間前払金を含めた前金払の合計額が60パーセント以内の金額とする。

(2) 部分払

各会計年度出来高予定額に対し平戸市契約規則第53条に規定する回数とする。

第15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効入札とする。

- 1 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- 2 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき。
- 3 入札者が連合して入札したとき。
- 4 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- 5 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- 6 「平戸市工事費内訳書取扱要領」の第7条（入札の無効）に該当したとき。
- 7 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札であるとき。
- 8 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- 9 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。また、代理人が入札する場合、入札書に代理人の記名押印がないとき。
- 10 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- 11 入札書的首標金額が訂正されているとき。
- 12 その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。また、競争参加資格の確認を受けた場合であっても、入札時において第2の資格要件を満たさない者のした入札は無効とする。

第16 落札者とされなかった者に対する理由の説明

- 1 入札に参加した者で落札者とされなかった者は、本工事の入札手続に関し異議がある場合において、落札者の決定の日から5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、落札者を決定したこと及び当該入札者が落札者とされなかった理由について、書面により平戸市に説明を求めることができる。

(1) 単体企業 平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第12号

- (2) 共同企業体 平戸市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第12号の2
- 2 平戸市は、説明を求められたときは、書類が提出された日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により回答する。

第17 その他

- 1 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、平戸市契約規則及び平戸市建設工事関連規定の定めるところによる。
- 2 本公告の内容は、平戸市ホームページに掲載中である。
- 3 その他詳細不明な点の問い合わせ先は、次のとおりとする。

平戸市ホームページアドレス <http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>

平戸市財務部財政課

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電話 0950-22-9110 メール keiyaku@city.hirado.lg.jp